

# 船舶事故調査報告書

平成28年4月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成27年3月13日 14時20分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 ながもり 長森三等三角点から真方位350° 1,200m付近 （概位 北緯34° 21.3′ 東経132° 29.9′）
事故の概要	プレジャーボートキャットⅡは、南西進中、広島大橋の橋脚に衝突した。 キャットⅡは、船首部外板に破口を伴う凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年3月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート キャットⅡ、2.0トン 270-41387山口、個人所有 6.97m (Lr) × 2.18m × 1.06m、FRP ガソリン機関、84.6kW、平成9年2月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年1月18日 平成27年1月17日をもって失効していた。
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部やり出しの脱落及び同部外板に破口を伴う凹損等 橋脚 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、帰港のため、平成27年3月13日14時10分ごろ、広島県廿日市市の係留地 <sup>ほつかいち</sup> に向けて広島県広島市猿猴川 <sup>えんこう</sup> の船だまりを出発した。 操縦者は、船体中央部にある操縦席に腰を掛け、手動操舵により約20ノットの速力で猿猴川河口を南進した。 操縦者は、向洋大橋 <sup>むかいなだ</sup> を通過したのち、広島大橋のP4-4橋脚と‘P4-5橋脚’（以下「本件橋脚」という。）間の水路に向けて右転し、南西進を始めた頃、左舷前方に小型漁船1隻を視認した。

	<p>操縦者は、小型漁船の装備が気になったので、左舷方に顔を向けて小型漁船を見ていて、ふと船首方を見たところ、至近に本件橋脚を認め、右舵一杯を取ったが、14時20分ごろ、本船の船首部が本件橋脚に衝突した。</p> <p>操縦者は、衝突の衝撃で海中に転落した。</p> <p>付近を航行していた船舶の乗組員は、本事故を目撃して海上保安庁に通報し、その後操縦者を救助した。</p> <p>本船は、無人のまま旋回を続けていたところ、来援した巡視艇から移乗した海上保安官が操縦して、自力で出発した船だまりに戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>操縦者は、広島大橋の下を年に数回程度通過した経験があった。</p> <p>操縦者は、小型船舶の整備及び売買業を営んでおり、他の小型船舶の装備などに日頃から関心が高かった。</p> <p>操縦者は、本船に装備されていた緊急エンジン停止コードを装着していなかった。</p> <p>広島大橋は、猿猴川河口付近に南北方向に架けられた全長1,020mの道路橋で、北から順にA1、P1～P10、A2橋脚があり、本件橋脚は北から5番目の橋脚であった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、広島港第1区の広島大橋に向けて南西進中、操縦者が、左舷方の小型漁船を見ていて前路の見張りを適切に行っていなかったことから、本件橋脚に向首していることに気付くのが遅れ、本件橋脚に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶の整備及び売買業を営んでおり、左舷前方の小型漁船の装備が気になっていたことから、同小型漁船を見ていたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許が失効していたことから、本船の操縦を行ってはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、広島港第1区の広島大橋に向けて南西進中、操縦者が、左舷方の小型漁船を見ていて前路の見張りを適切に行っていなかったため、本件橋脚に向首していることに気付くのが遅れ、本件橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 緊急時に備えて緊急エンジン停止コードを装着すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

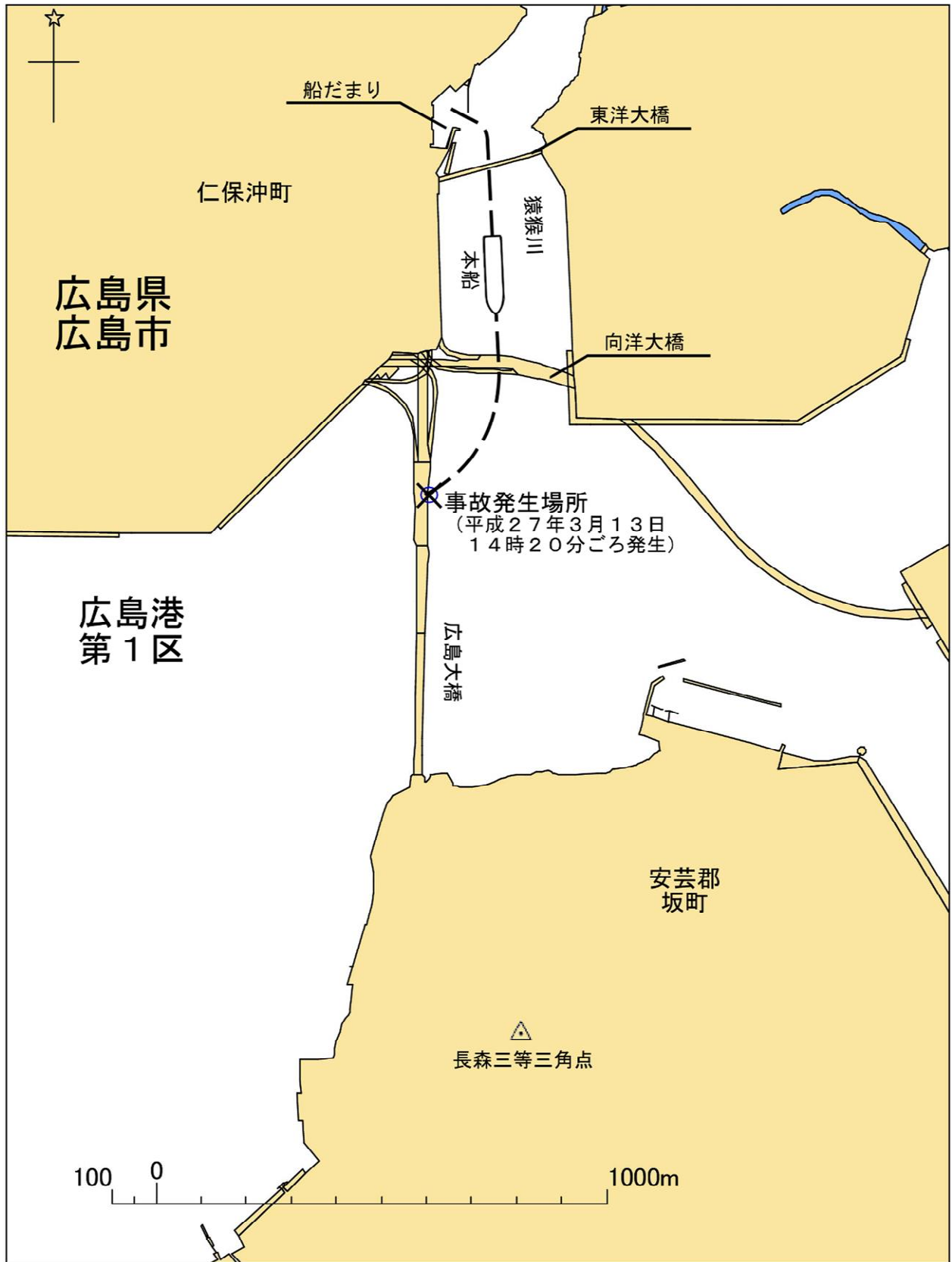


写真1 本船

